

様式第1号（第7条関係）

事業計画書

1 事業者に関する事項

発電事業者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841
設 計 者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841
工 事 事 業 者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841
維持管理業者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841

2 太陽光発電事業に関する事項

事業区域の住所	東松山市大字市ノ川字西耕地 518-1、519、520-1		
事業区域の面積	1280 m ²		
土地の所有者	☐ 発電事業者 ☒ その他 ()		
管理棟の有無	有 (床面積 m ²) ・ (無)		
伐採面積	m ²		
伐採届出	年 月 日付 届出済		
除根	有 ・ (無)		
伐採木竹処分方法	場外搬出处分： m ² ・ その他 ()		
切土量：	m ³	盛土量：	m ³
残土処理量	(搬入)	埋土量：	m ³
m ³		(搬出)	
m ³			

法面整形の面積	切土法面：	m ²	盛土法面：
m ²			
空地の緑化方法：			で
m ³			
法面の緑化方法：			で
m ³			

3 太陽光発電設備に関する事項

発 電 出 力	49.5 k W	
太 陽 電 池 の 合 計 出 力	96.60 k W	
太 陽 光 モ ジ ュ ー ル の 面 積	434 m ²	
基 礎 構 造	コ ン ク リ ー ト 基 礎	m ² ・本
	直 接 基 礎	m ² ・本
	ス ク リ ュ ー 杭	66 本
パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー の 出 力 及 び 設 置 台 数	49.5 k W	9 台

4 維持管理計画（事業廃止時に関する事項を含む）

太陽光発電事業実施期間	令和7年8月30日から20年間
維持管理頻度	年2回（2月と8月に実施予定） ※必要に応じて追加
維持管理内容	発電設備の点検、補修整備、雑草防除
実施期間満了後の予定	事業実施期間に事業譲渡します。
事業実施期間における事業譲渡の予定	あり

5 安全対策に関する事項

防 犯 灯	基
防 護 柵 (高 さ)	1.3m
消 防 施 設	
集 排 水 路	(使用資材・延長) なし
調 整 池	(構造・貯留量) なし
浸 透 施 設	(構造・貯留量) なし
接 道 状 況 東 側 西 側 南 側 北 側	東側 市道第 3041 号線に接道 西側 市道第 3042 号線に接道 南側 市道第 3044 号線に接道
そ の 他	

6 財政計画

撤去費用等に関する費用積立に関する計画	年4.95万ずつ稼働期間中は永続
再エネ特措法に基づく積立の有無	有 ・ 無
再エネ特措法に基づかない積立の有無	有 ・ 無
積立費用	積立期間：10年間 毎年の積立額の予定金額：約4.95万 最終的な積立予定額：約49.5万
火災保険等の加入予定	有 ・ 無

7 緊急連絡表

株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841

8 関係法令の届出及び認可の状況

土砂災害警戒区域 該当しない

急傾斜地崩壊危険箇所 該当しない

砂防指定地 該当しない

農地法 農地法第5条許可申請 令和7年7月申請予定

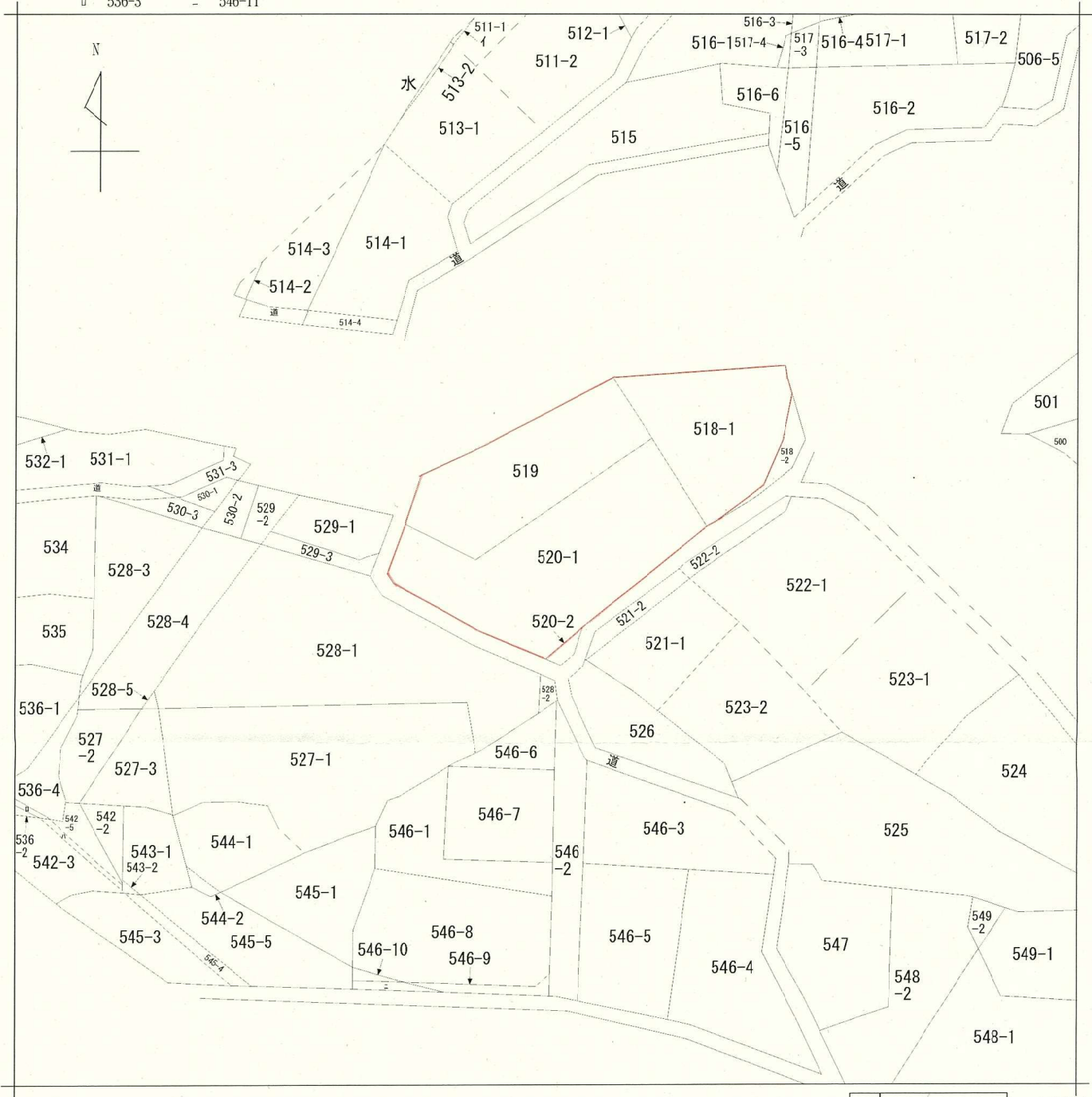
埋蔵文化財 該当しない

土地改良区 該当しない

自然環境保全関係 保全関係の該当なし



イ 511-5 ハ 542-4
ロ 536-3 ニ 546-11



請求部	所在	東松山市大字市ノ川字西耕地				地番	520番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000375686
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字市ノ川字西耕地				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 区 界 線 等	原因及びその日付〔登記の日付〕	
518番	畑	⑩	315	余白	
518番1	余白		309	①③518番1、518番2に分筆 〔昭和42年8月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年9月25日 第13208号	原因 昭和61年4月6日相続 所有者 [黒塗り] 順位3番の登記を移記
付記小号	1番登記名義人氏名変更	令和4年10月24日 第11478号	原因 令和4年5月29日相続人不存在 登記名義人 [黒塗り] 相続財産
2	所有権移転請求権仮登記	平成4年12月8日 第20521号	原因 平成4年10月15日売買予約 権利者 [黒塗り] 順位4番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転請求権仮登記	平成9年10月8日 第14116号	原因 平成9年10月6日代物弁済予約 権利者 志木市本町一丁目3番10号 株 式 会 社 清 和 順位7番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
4	差押	平成10年9月24日 第11947号	原因 平成10年9月22日東松山税務署担保 物処分の差押 債権者 大 蔵 省 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
5	4番差押登記抹消	平成19年12月5日 第18363号	原因 平成19年12月3日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K27028 (1/1)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
6	3番仮登記抹消	令和5年5月1日 第5066号	原因 平成9年10月6日時効消滅
7	2番仮登記抹消	令和5年6月21日 第6862号	原因 平成4年10月15日時効消滅
8	所有権移転	令和5年9月19日 第10392号	原因 令和5年9月19日贈与 所有者 [REDACTED]

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和61年12月24日 第17728号	原因 昭和61年4月6日相続による相続税及び 利子税昭和61年12月23日設定 債権額 金1,773万1,900円 (内訳 相続税額金764万7,100円及 び利子税額金1,008万4,800円) 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 [REDACTED] 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 東松山税務署) 共同担保 目録(※)第71110号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成4年5月13日 第8591号	原因 平成4年5月11日設定 債権額 金1億5,100,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 手形債権 小切手債権 債務者 [REDACTED] 根抵当権者 [REDACTED] 共同担保 目録(※)第3988号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	令和5年5月1日 第5064号	原因 平成18年2月24日確定
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
3	1番抵当権抹消	平成19年12月5日 第18364号	原因 平成19年12月3日解約
4	2番根抵当権抹消	令和5年5月1日 第5065号	原因 平成18年2月24日時効消滅



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K27028 (171)

2/3

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和7年5月16日

東京法務局

登記官

楠 野 智 之

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-27028 (1/1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000375688
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字市ノ川字西耕地				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
519番	畑	360		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年9月25日 第13208号	原因 昭和61年4月6日相続 所有者 [REDACTED] 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名変更	令和4年10月24日 第11478号	原因 令和1年5月29日相続人不存在 登記名義人 [REDACTED] 相続財産
2	所有権移転請求権仮登記	平成4年12月8日 第20521号	原因 平成4年10月15日売買予約 権利者 [REDACTED] 順位4番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転請求権仮登記	平成9年10月8日 第14116号	原因 平成9年10月6日代物弁済予約 権利者 志木市本町一丁目3番10号 株式会社清和 順位7番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
4	差押	平成10年9月24日 第11947号	原因 平成10年9月22日東松山税務署担保 物処分の差押 債権者 大 蔵 省 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日
5	4番差押登記抹消	平成19年12月5日 第18363号	原因 平成19年12月3日解除
6	3番仮登記抹消	令和5年5月1日 第5066号	原因 平成9年10月6日時効消滅

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K27029 (1/1) 1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
7	2番仮登記抹消	令和5年6月21日 第6862号	原因 平成4年10月15日時効消滅
8	所有権移転	令和5年9月19日 第10392号	原因 令和5年9月19日贈与 所有者 [REDACTED]

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和61年12月24日 第17728号	原因 昭和61年4月6日相続による相続税及び ひ利子税昭和61年12月23日設定 債権額 金1,773万1,900円 (内訳 相続税額金764万7,100円及 ひ利子税額金1,008万4,800円) 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 [REDACTED] 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 東松山税務署) 共同担保 目録(6)第7110号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成4年5月13日 第8591号	原因 平成4年5月11日設定 債権額 金1億5,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 手形債権 小切手債権 債務者 [REDACTED] 根抵当権者 [REDACTED] 共同担保 目録(6)第3988号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	令和5年5月1日 第5064号	原因 平成18年2月24日確定
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
3	1番抵当権抹消	平成19年12月5日 第18364号	原因 平成19年12月3日解約
4	2番根抵当権抹消	令和5年5月1日 第5065号	原因 平成18年2月24日時効消滅



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が喉推で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-270-29 (1/1)

2/3

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和7年5月16日

東京法務局

登記官

楠 野 智 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-27029-(1/1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000375689
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字市ノ川字西耕地				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 角 分 厘	原因及びその日付〔登記の日付〕	
520番	田	⑩	607	余白	
520番1	余白		611	①③520番1、520番2に分筆 〔昭和42年8月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年9月25日 第13208号	原因 昭和61年4月6日相続 所有者 [REDACTED] 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名変更	令和4年10月24日 第11478号	原因 令和1年5月29日相続人不存在 登記名義人 [REDACTED] 相続財産
2	所有権移転請求権仮登記	平成4年12月8日 第20521号	原因 平成4年10月15日売買予約 権利者 [REDACTED] 順位4番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転請求権仮登記	平成9年10月8日 第14116号	原因 平成9年10月6日代物弁済予約 権利者 志木市本町一丁目3番10号 株 式 会 社 清 和 順位7番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
4	差押	平成10年9月24日 第11947号	原因 平成10年9月22日東松山税務署担保 物処分の差押 債権者 大 蔵 省 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
5	4番差押登記抹消	平成19年12月5日 第18363号	原因 平成19年12月3日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K27030 (17/1) 1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
6	3番仮登記抹消	令和5年5月1日 第5066号	原因 平成9年10月6日時効消滅
7	2番仮登記抹消	令和5年6月21日 第6862号	原因 平成4年10月15日時効消滅
8	所有権移転	令和5年9月19日 第10392号	原因 令和5年9月19日贈与 所有者 [REDACTED]

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和61年12月24日 第17728号	原因 昭和61年4月6日相続による相続税及び 利子税昭和61年12月23日設定 債権額 金1,773万1,900円 (内訳 相続税額金764万7,100円及 び利子税額金1,008万4,800円) 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 [REDACTED] 抵当権者 大蔵省 (取扱所 東松山税務署) 共同担保 目録(e)第7,1210号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成4年5月13日 第8591号	原因 平成4年5月11日設定 債権額 金1万5,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 手形債権 小切手債権 債務者 [REDACTED] 根抵当権者 [REDACTED] 共同担保 目録(e)第3,988号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	令和5年5月1日 第5064号	原因 平成18年2月24日確定
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
3	1番抵当権抹消	平成19年12月5日 第18364号	原因 平成19年12月3日解約
4	2番根抵当権抹消	令和5年5月1日 第5065号	原因 平成18年2月24日時効消滅



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-27030

(1/1)

2/3

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和7年5月16日

東京法務局

登記官

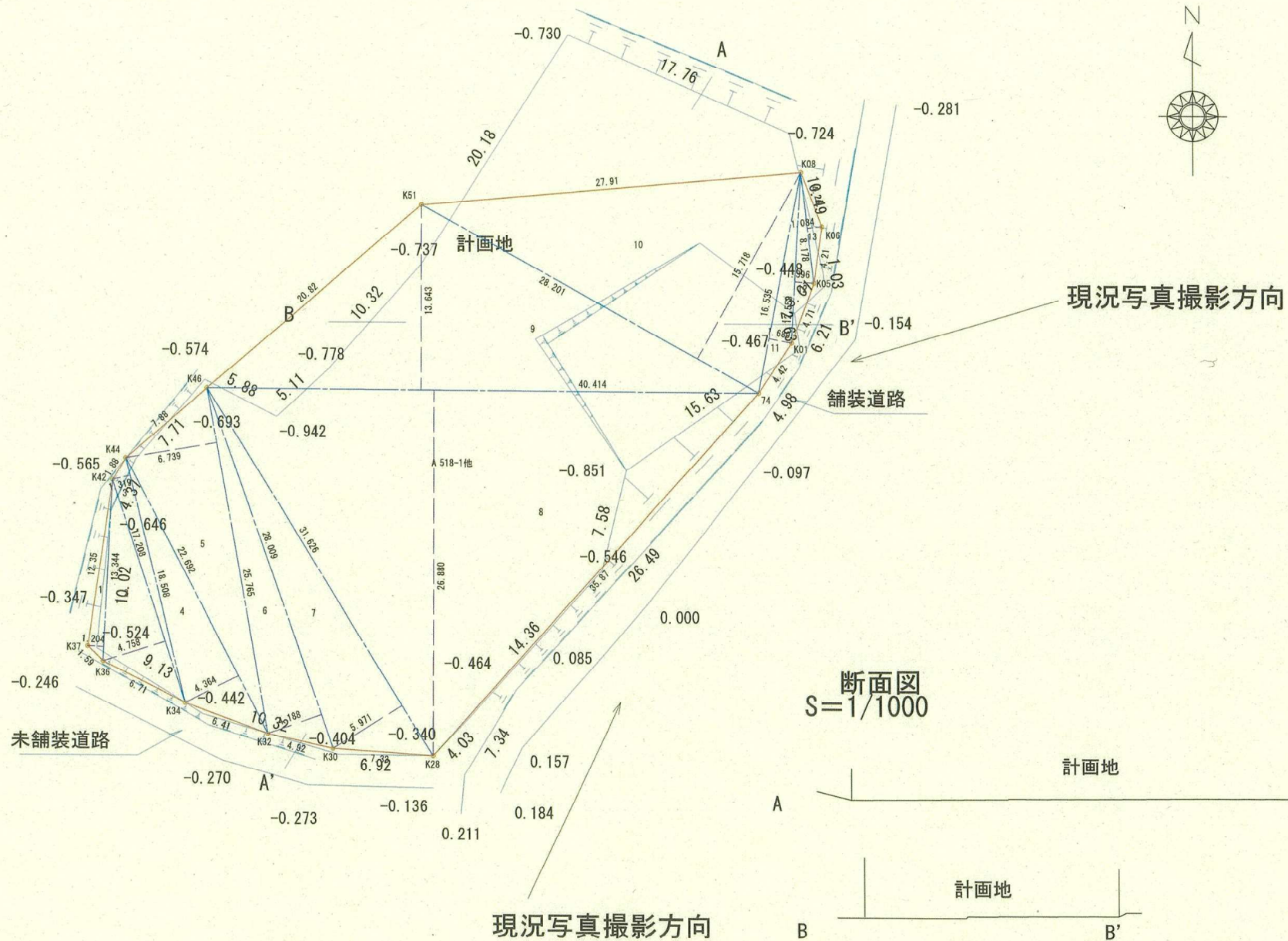
楠 野 智 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-27030 (1/1)



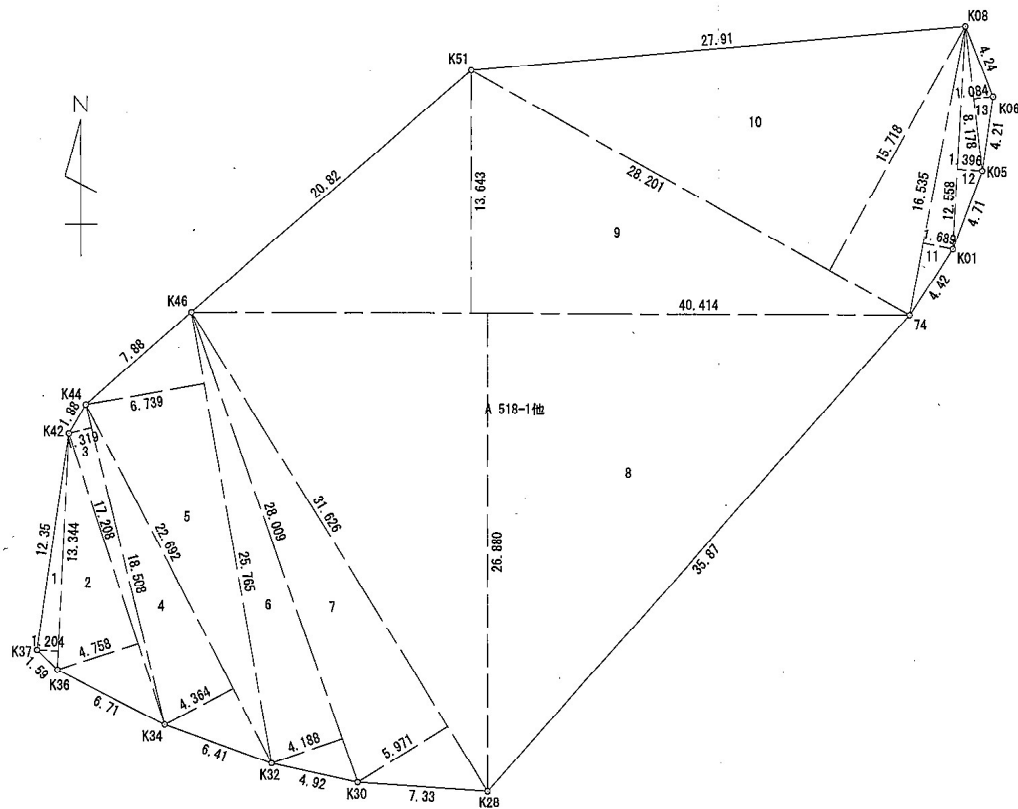




求積図

S=300/1

所在: 東松山市大字市ノ川字西耕地518-1他



求積表

地番	A 518-1他		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	13.344	1.204	16.066176
2	17.208	4.758	81.875664
3	18.508	1.319	24.412052
4	22.692	4.364	99.027888
5	25.765	6.739	173.630335
6	28.009	4.188	117.301692
7	31.626	5.971	188.838846
8	40.414	26.880	1086.328320
9	40.414	13.643	551.368202
10	28.201	15.718	443.263318
11	16.535	1.689	27.927615
12	12.558	1.396	17.530968
13	8.178	1.084	8.864952
合計			2836.436028
合計面積			1418.2180140
地積			1418.21 m

1107747 前 518

地 積 測 量 図

542.813

地 番 518-2, -1

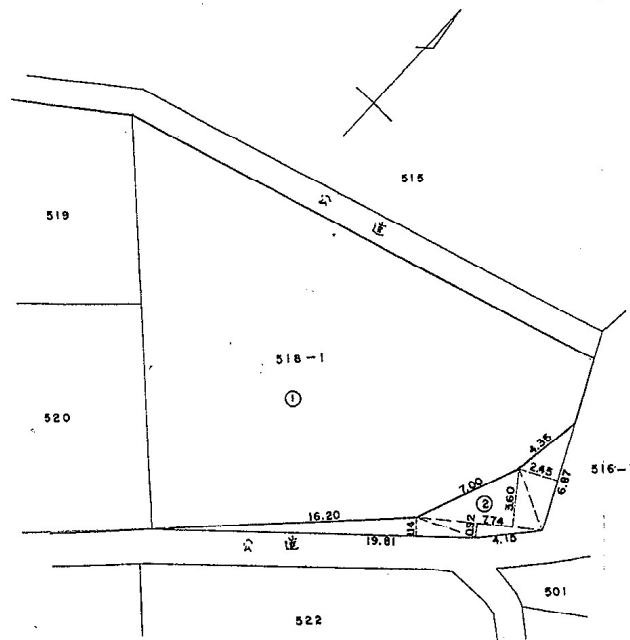
土地の所在 東松山市大字市ノ川字西地

昭和 42 年 4 月 3 日
作 製 年 月 日

作 製 者

土地家屋調査士
西 島
所沢市大字下安松五〇新
西島 昭三

申請人



面積計算表				
符号	底辺	高さ	倍面積	面積
②	19.81	1.14	22.5834	37.19 m ²
	7.74	3.60 + 0.92	34.9848	
	6.87	2.45	16.8315	
			74.3997	

縮 尺 1/300

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

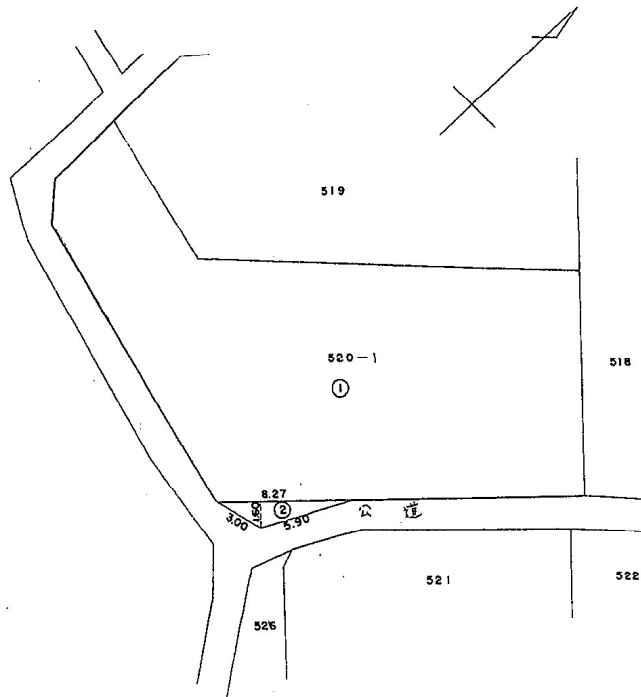
1107748 前520

地 積 測 量 図

S42.8.3

地 番 520-2, -1

土地の所在 東松山市大字市ノ川字 西新地



面積計算表				
符号	底辺	高さ	倍面積	面積 m^2
②	8.27	1.60	13.2320	6.61

昭和42年4月3日
作製年月日

作製者

土地家屋調査士
所沢市大字下安松五〇番地
西島 金三郎

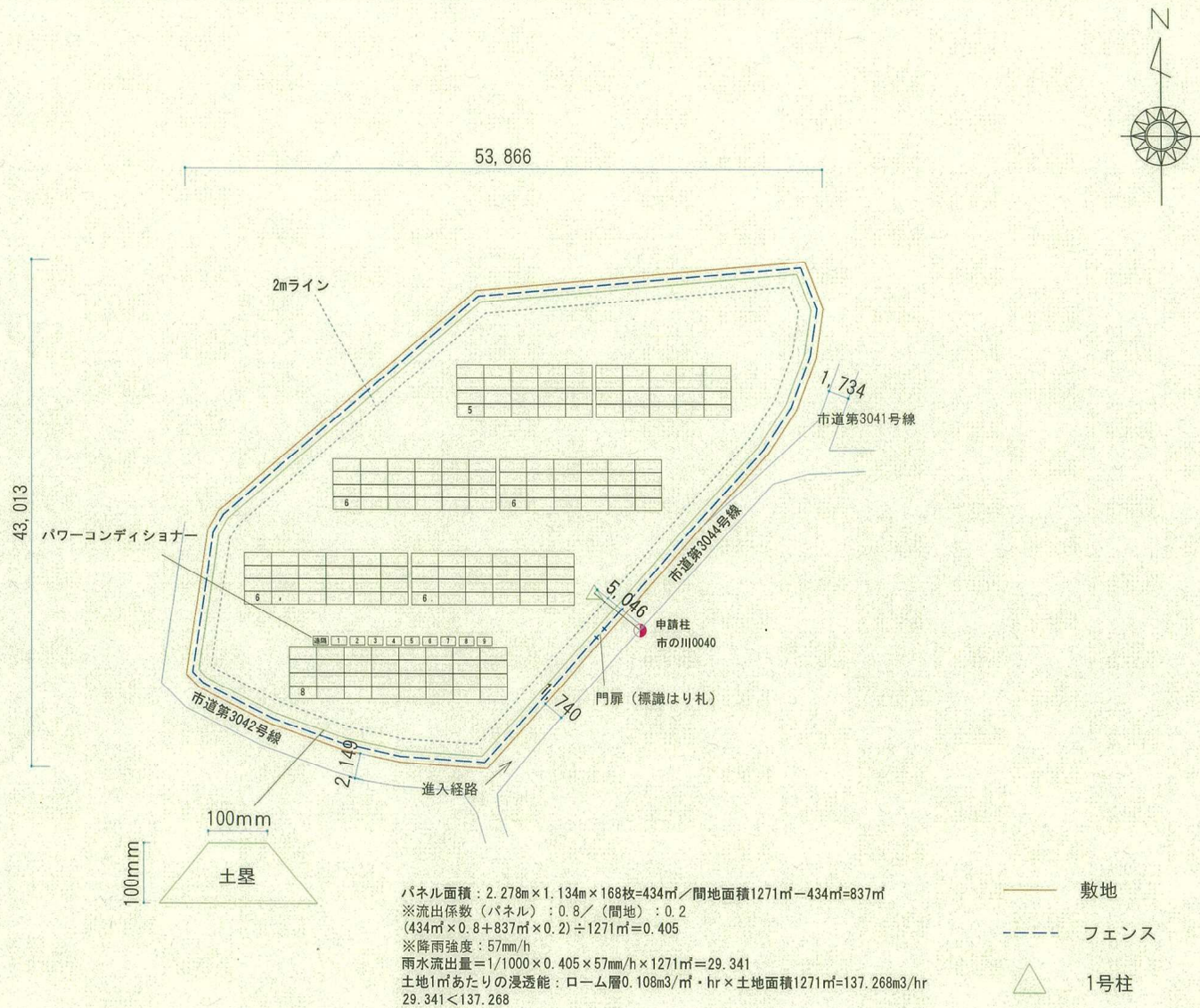
申請人



縮 尺 1/300

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

土地利用計画図



【太陽光発電設備概要】			
モジュール形式	JKM575N-72HL4-V (2278*1134*35)		
設置枚数	168枚		
システム構成			
KPW-A55-J4	PCS01 8直列×3並列=24枚		
KPV-A55-J4	PCS02～03 8直列×3並列=24枚		
	PCS04～09 8直列×2並列=16枚		
設置容量	96.60kW		
発電出力	49.5kW		
通信機器	**		
設置方位	南		
架台	20度		
垂直積雪量	cm		
	小数点切り上げ		
フェンス長	148m 250407		
フェンス高	1.3m		
フェンス内面積	1344㎡ 250407		
境界～フェンス間	500mm		
フェンス～パネル間	1500mm		
防草シート	なし		
境界からパネル間	2000mm		
土塁面積（内側）	約1271㎡		
土塁面積（外側）	約149㎡		
【更新履歴】			
No.	更新日	作図者	内容
1	24.08.24	■	パネル枚数、ストリング変更 160枚数⇒168枚
2			
3			

案件名
埼玉県東松山市大字市ノ川字西耕地518-1、519、520-1

設置場所住所
埼玉県東松山市大字市ノ川字西耕地518-1、519、520-1

日付
2025/05/26

作図
[Redacted]

承認
**

縮尺 A3
1/400

土地利用計画図

N型単結晶 太陽電池モジュール仕様書

Tiger Neo

JKM575N-72HL4-V

お問い合わせ

ジンコ・ソーラー・ジャパン株式会社

所在地: 〒104-0031

東京都中央区京橋2丁目2番1号

京橋エドグラン9階

1. 適用

本仕様書はジンソーラー社が製造する結晶シリコン太陽電池モジュールの仕様について適用する

2. 準拠規格

本製品は以下のIEC規格に準拠して製造されている

(IEC規格:国際電気標準会議が策定する国際規格。TBT協定によりJISと整合化)

IEC61215-1 2016 Terrestrial photovoltaic (PV) modules – Design qualification and type approval – Part 1: Test requirements

IEC61215-1-1 2016 Terrestrial photovoltaic (PV) modules – Design qualification and type approval

– Part 1-1: Special requirements for testing of crystalline silicon photovoltaic (PV) modules

IEC61215-2 2016 Terrestrial photovoltaic (PV) modules – Design qualification and type approval – Part 2: Test procedures

IEC61730-1 2016 Photovoltaic (PV) module safety qualification – Part 1: Requirements for construction

IEC61730-2 2016 Photovoltaic (PV) module safety qualification – Part 2: Requirements for testing

(上記記載のIEC規格と整合)

JIS C 61215-1 2020 地上設置の太陽電池(PV)モジュールー設計適格性確認及び型式認証ー 第1部:試験要求事項

JIS C 61215-2 2020 地上設置の太陽電池(PV)モジュールー設計適格性確認及び型式認証ー 第2部:試験方法

JIS C 61215-1-1 2020 地上設置の太陽電池(PV)モジュールー設計適格性確認及び型式認証

ー 第1-1部:結晶シリコン太陽電池(PV)モジュールの試験に関する特別 要求事項

JIS C 61730-1 2020 太陽電池(PV)モジュールの安全適格性確認ー第1部:構造に関する要 求事項

JIS C 61730-2 2020 太陽電池(PV)モジュールの安全適格性確認ー第2部:試験に関する要 求事項

JIS C 62790 2020 太陽電池(PV)モジュール用端子箱ー安全性要求事項及び試験

3. 適用等級及び火災等級

適用等級 本製品はIEC 規格に規定される適用等級Aに適合する

火災等級 本製品はIEC規格に規定される火災等級Cに適合する

4. 電気的性能

4-1. 基準状態(STC)における出力特性

太陽電池型式	JKM575N-72HL4-V
公称最大出力(Pmax) / 公差	575W _p / 0~+3%
公称最大出力動作電圧(Vmp)	42.22V
公称最大出力動作電流(Imp)	13.62A
公称開放電圧(Voc) / 公差	50.88 ±3%
公称短絡電流(Isc) / 公差	14.39 ±4%
モジュール変換効率	22.26%
セル実効変換効率	24.20%

※基準状態(STC):セル温度25℃、AM1.5、放射照度1000W/m²

4-2. 公称動作セル温度(NOCT)における出力特性

公称最大出力(Pmax)	432W _p
公称最大出力動作電圧(Vmp)	39.60V
公称最大出力動作電流(Imp)	10.92A
公称開放電圧(Voc)	48.33V
公称短絡電流(Isc)	11.62A
公称動作セル温度	45±2℃

※NOCT条件:日射強度800W/m²、外気温20℃、AM1.5、風速1m/s

4-3. システム電圧

最大システム電圧	1500V DC
最大直列ヒューズ定格	25A

5. 温度特性

温度係数	最大出力 (Pmax)	-0.3%/°C
	開放電圧 (Voc)	-0.25%/°C
	短絡電流 (Isc)	0.046%/°C

6. 機械的仕様

セルタイプ	N型単結晶 182mm(中央でカットしハーフサイズで使用)
セルの配列	144 (6x24)
外形寸法	2278×1134×35mm
質量	28.0kg
フロントガラス	3.2mm厚、低反射コーティング、高透過率、低鉄分、強化ガラス
裏面ガラス	- (対象外)
フレームの材質	アルマイト処理アルミニウム合金
J-ボックス	IP68準拠
出力ケーブル	TUV 1×4.0mm ² 、長さ:(+)400mm、(-)200mm、又はカスタマイズ可能
コネクタ	Jinkosolar製PV-JK03M (MC4互換)

7. 機械的性能

モジュール動作温度範囲	-40～+85°C
耐荷重性能(表面荷重)	5400Pa
風圧荷重(裏面風圧)	2400Pa

※関連国際規格 (IEC) に準拠

8. 梱包構成

パレット (pallets)	31pcs
スタック (stack)	62pcs
コンテナ (40feet HQ)	620pcs

9. 出荷前検査

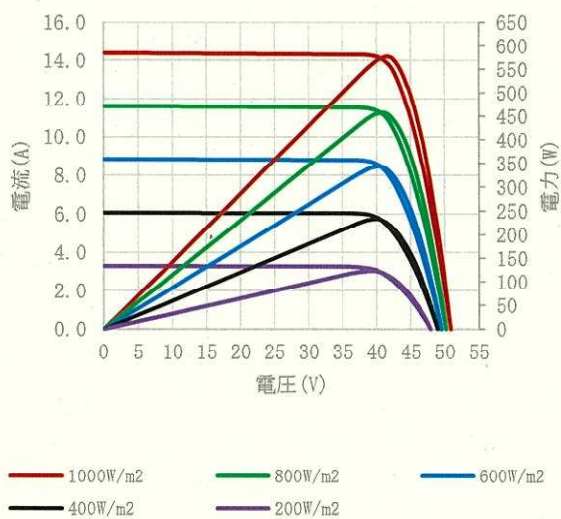
製品出荷前に規定の全品検査を行い、基準を満たすものを出荷する

【主要出荷前検査】

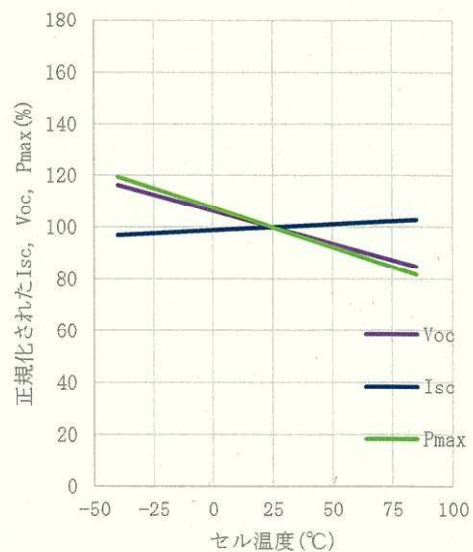
- フラッシュテスト
- ELカメラ検査
- 耐電圧試験 (6000Vで1秒以上)
- 絶縁抵抗試験
- 外観検査

10. 電気温度特性

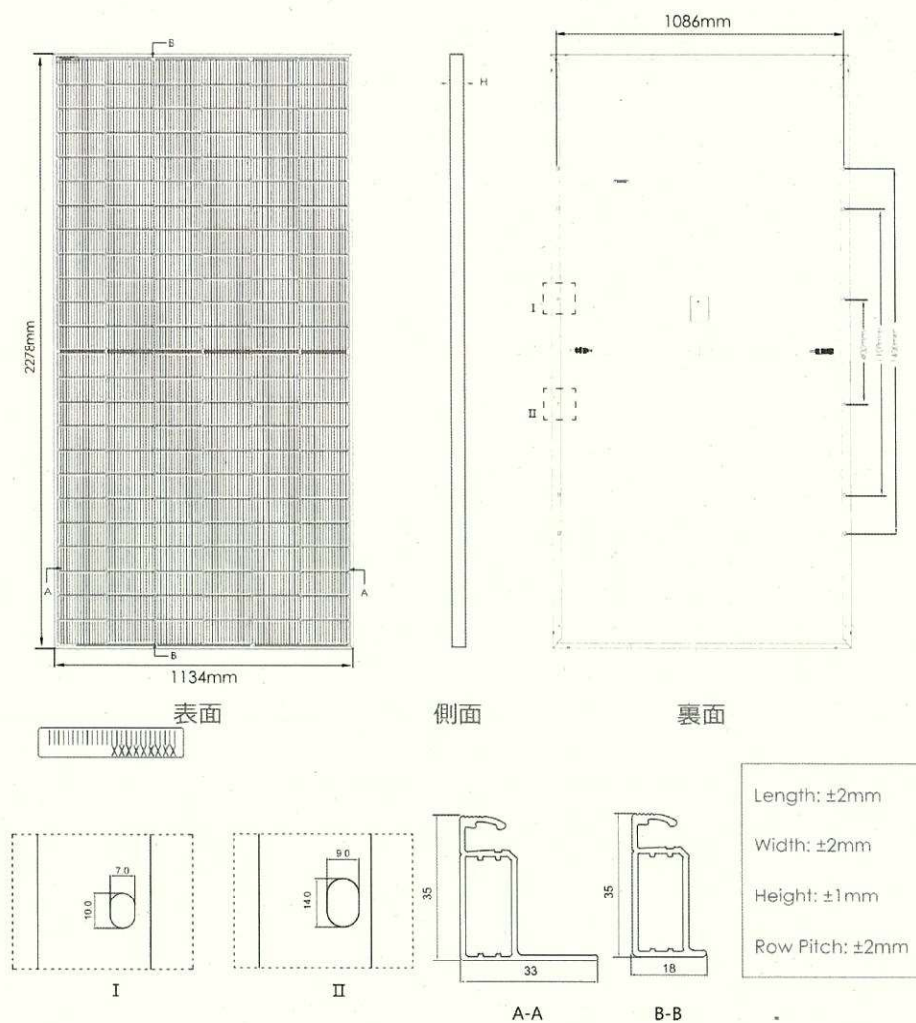
電流-電圧 & 電力-電圧曲線



Isc, Voc, Pmax温度依存性

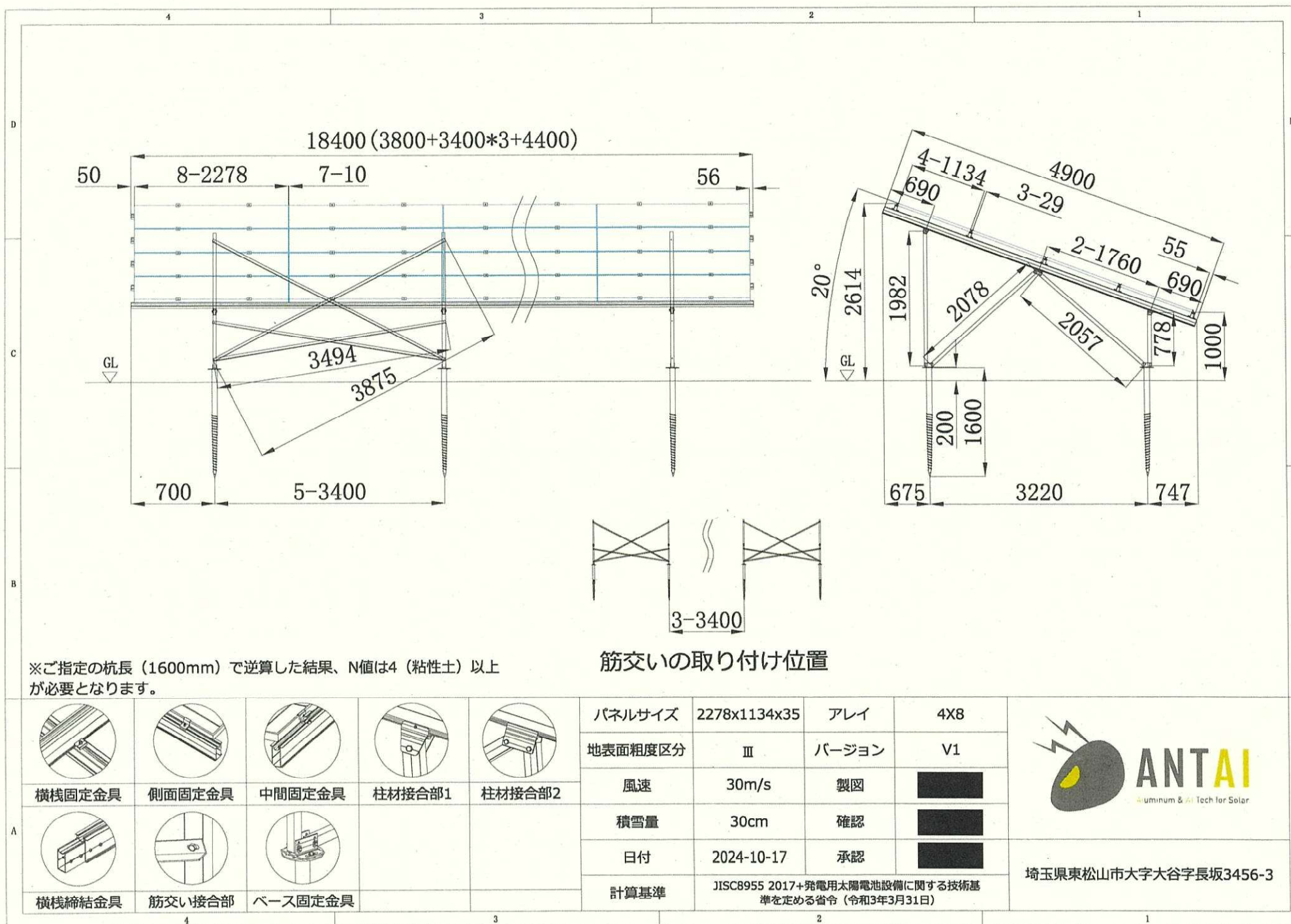


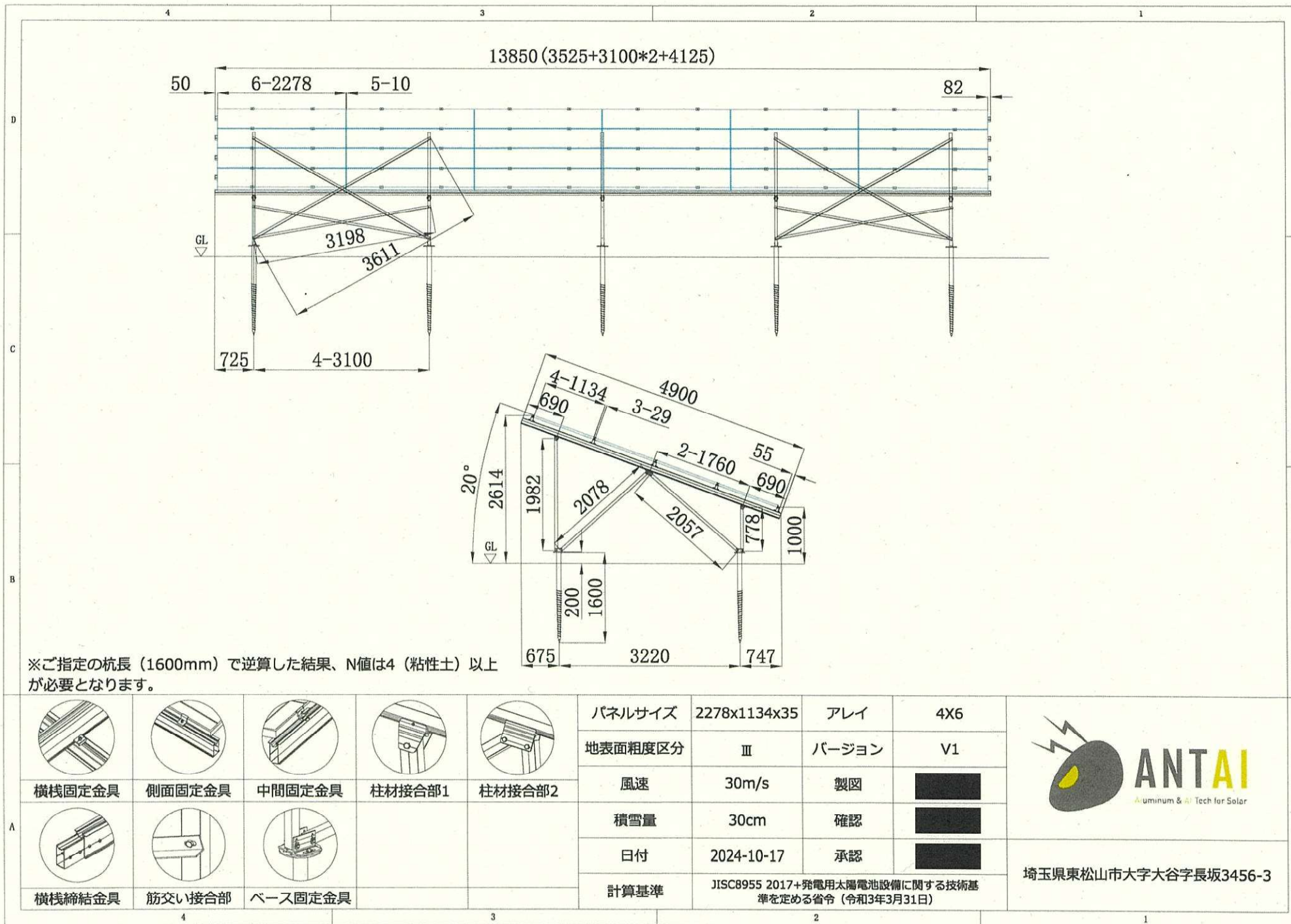
11. モジュール寸法図

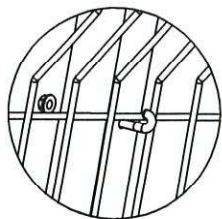
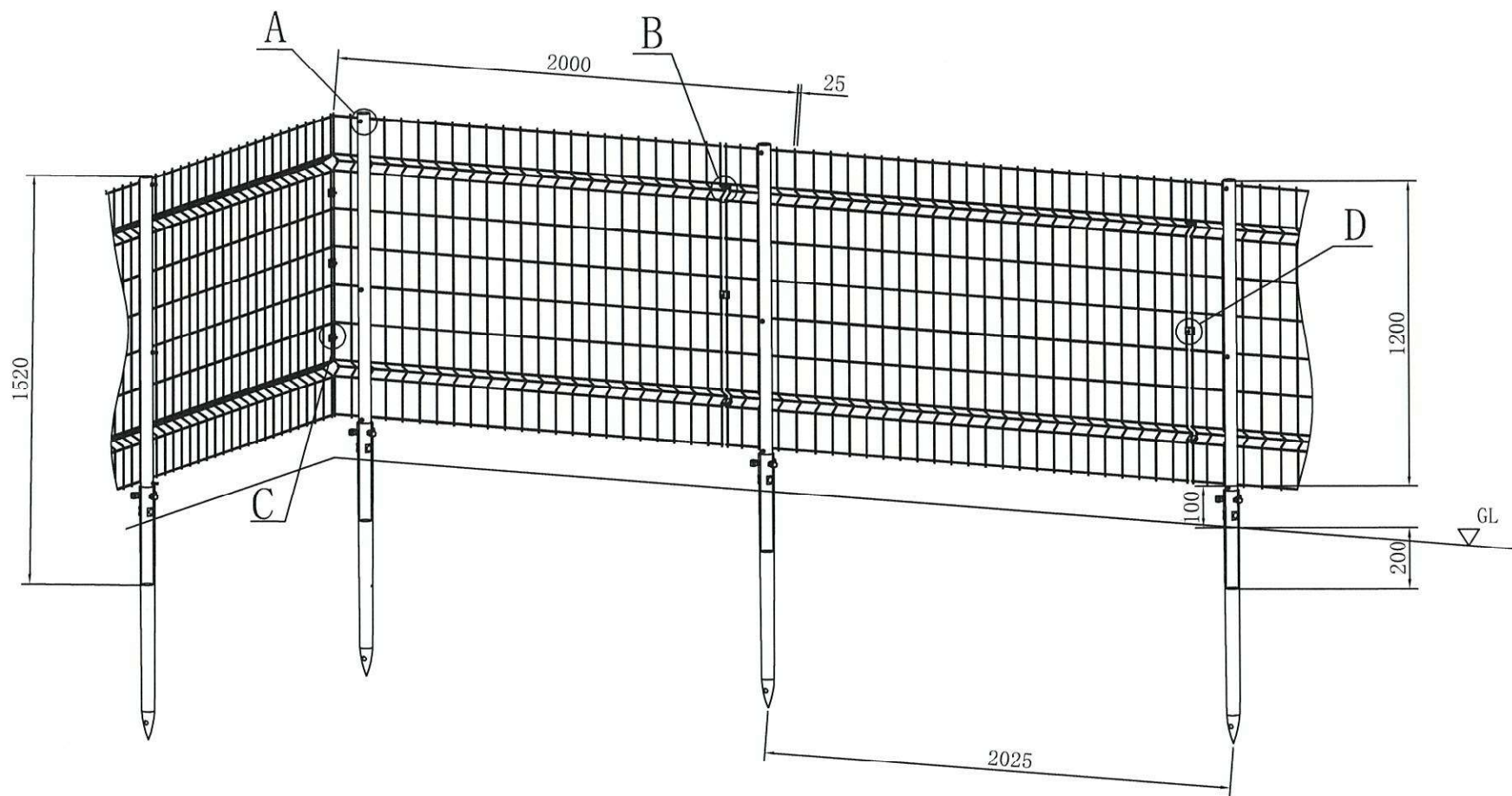


以下余白

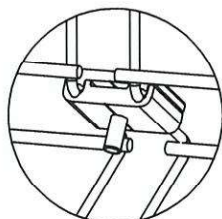




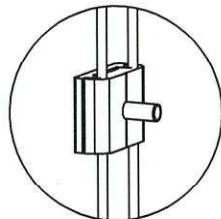




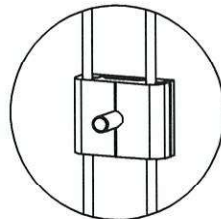
A



B



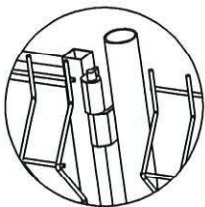
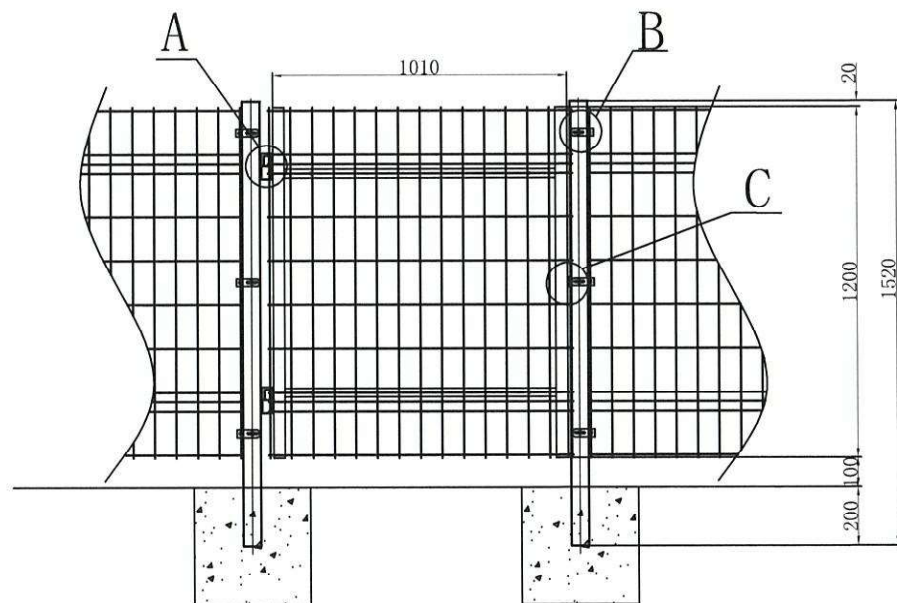
C



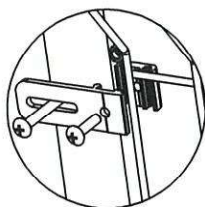
D



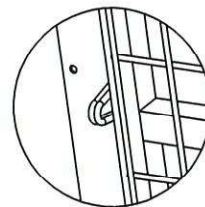
フェンス図面



A



B



C



片開き門扉1000*1200



託送供給の承諾のお知らせ

貴社の発電量調整供給申込に対し、下記のとおり供給承諾することをお知らせいたします。

記

1. 申込番号

1122406741356

2. 発電所名

3. 発電場所住所

埼玉県東松山市大字市ノ川 518 -1

4. 受電地点

発電場所住所と同じ

5. 受電地点特定番号

03-0012-1041-5035-2404-1060

6. 受電方式

単相3線式100/200V

7. 契約受電電力

50 キロワット

8. 同時最大受電電力

50 キロワット

9. 発電量調整供給開始希望(予定)日

2024年 12月 27日

10. 工事費負担金

■■■■円(うち消費税等相当金額■■■■円)

11. その他

- (1) 工事費負担金は、その工事費の全額を工事着手前に申し受けるものとします。
- (2) 本状に記載の無い事項については、託送供給等約款および自家発電設備等の低圧電線路との連系に関する契約要綱によります。
- (3) 本状による供給承諾後、申込内容を変更された場合は、本承諾書の記載の内容により難しい場合があります。

以上

株式会社スマートパワーシステム 様

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

系統連系受電サービス料金のご案内

平素より弊社事業につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度お申込みいただきました、発電設備の連系にともない発生する系統連系受電サービス料金について下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 発電地点情報

受電地点特定番号：03-0012-1041-5035-2404-1060
発電者名義：株式会社スマートパワーシステム 様
発電場所：埼玉県東松山市大字市ノ川 518-1
同時最大受電電力：50 キロワット

2. 系統連系受電サービス料金に係る内容※

課金対象電力：（発電側）同時最大受電電力キロワットー（需要側）契約電力キロワット

系統設備効率化割引A：A-2

系統設備効率化割引B：対象外

割引A対象変電所名：新坂戸

割引B対象変電所名：東松山

※ 2024年11月6日時点のご契約に基づく情報を記載しております。

＜同時最大受電電力が10キロワット未満の場合＞

- 系統連系受電サービス料金のご請求対象外となります。
なお、同時最大受電電力は小数点以下を切り捨てした値を記載しております。
- ただし、最大連系電力等（実際に系統に逆潮流した電力）が10キロワット以上となった場合、系統連系受電サービス料金をご請求させていただく事に加え、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの該当基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けることがあります。

＜同時最大受電電力が10キロワット以上の場合＞

- 系統連系受電サービス料金は、原則、発電契約者さまを通じてお支払いいただきます。
ただし、発電契約者さまを通じてお支払をいただけない場合等には、弊社より発電者さまへご請求させていただきます。
- 課金対象電力が0キロワットの場合にも、電力量料金は発生いたします。
- 最大連系電力等（実際に系統に逆潮流した電力）が同時最大受電電力を上回った場合、契約超過受電電力に系統連系受電サービス料金の該当基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を申し受けることがあります。

3. その他

- ・ 電力需給に関する契約を廃止されたときは、発電者さまならびに発電契約者さまからの申し出がない場合であっても、弊社の託送供給等約款により、発電量調整供給契約および系統連系受電契約を終了させるための処置を行います。
- ・ 上記に記載のない事項につきましては、弊社の託送供給等約款によるものとします。

以上